

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

担当課：都市計画部 市街地整備課 中心市街地係 5 人
 中心市街地対策協議会、中心市街地検討委員会、幹事会の事務局

松江市中心市街地対策協議会（平成 18 年設置）…松江市中心市街地活性化基本計画の改訂の検討及び、基本計画に基づく各種事業の円滑な推進を図ることを目的として設置し、今回の改訂の検討を行っている。（平成 18 年設置）

委員 20 名、アドバイザー 2 名

松江市中心市街地対策協議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属（役職）
会長	作野 広和	島根大学教育学部（助教授）
副会長	柴田 久美子	市民活動関係者
委員	熱田 幹裕	松江商工会議所 常務理事
委員	安喰 哲哉	山陰合同銀行 地域振興部 地域プロジェクト支援グループ長
委員	泉 彬	松江商店会連合会 会長
委員	井ノ上 知子	市民活動関係者
委員	小汀 泰久	松江商工会議所 中心市街地活性化委員会 委員長
委員	勝谷 哲也	松江しんじ湖温泉振興協議会 会長
委員	門脇 誉	市民公募
委員	古志 勝俊	松江まちづくり株式会社 代表取締役社長
委員	鈴木 真人	日本政策投資銀行松江事務所長
委員	高橋 一清	松江観光協会 観光文化プロデューサー
委員	高橋 憲二	島根女子短期大学（教授）
委員	高橋 与志男	島根県商工労働部 経営支援課長
委員	仲田 武史	山陰中央新報 地域振興室長
委員	中村 寿男	協同組合 松江天神町商店街 理事長
委員	福間 恭子	市民公募
委員	三笹 修正	（社）島根県旅客自動車協会専務理事
委員	三枝 明代	市民活動関係者
委員	山崎 良美	島根県土木部 都市計画課長
アドバイザー	横森 豊雄	宮城大学大学院教授
アドバイザー	毎熊 浩一	島根大学法文学部助教授

中心市街地検討委員会（平成 18 年設置）...庁内の意思決定機関、幹事会で検討された事項や対策協議会からの提案の意思決定

役 職	職 名	
委員長	助 役	
副委員長	都市計画部長	
副委員長	産業経済部長	
委 員	市長室長	健康福祉部長
	総務部長	環境保全部長
	財政部長	建設部長
	観光振興部長	副教育長
	市民部長	

中心市街地検討委員会幹事会（平成 18 年設置）...関連各課の課長クラスで構成、中心市街地活性化基本計画の素案の作成や行政が実施主体となる基本計画事業の関係部局間の調整・情報収集・検討・協議を行う。

役 職	職 名	
幹 事 長	市街地整備課長	
副幹事長	商工課長	
幹 事	政策企画課長	環境保全課長
	定住地域振興課長	都市計画課長
	大橋川治水事業推進課長	都市景観課長
	総務課長	建築指導課長
	男女共同参画課長	公園緑地課長
	財政課長	管理課長
	固定資産税課長	土木課長
	観光企画課長	建築課長
	市民活動推進課長	教育総務課長
	保健福祉課長	生涯学習課長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

松江市中心市街地活性化協議会（平成 18 年 12 月 7 日設置）

基本計画、認定基本計画、特定民間中心市街地活性化事業計画に関し必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項に係る協議、並びに調査、研究及び調整活動を行う。

松江商工会議所、中心市街地整備推進機構、松江市、法第 15 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に規定する者、その他協議会において特に必要があると認める者で構成する。

23 名（その他オブザーバー 5 名）

松江市中心市街地活性化協議会 委員

役 職	構成員団体名
会 長	松江商工会議所 会頭
副会長	島根大学 法文学部助教授
委 員	松江まちづくり株式会社 代表取締役
	NPO法人 松江ツーリズム研究会 理事
	松江商店会連合会 会長
	協同組合松江天神町商店街 理事長
	夕テ町商店街協同組合 理事長
	カラコロにぎわい創出委員会 座長
	松江しんじ湖温泉振興協議会 会長
	松江商工会議所中心市街地活性化委員会 委員長
	社会福祉法人桑友 理事
	社団法人島根県旅客自動車協会 専務理事
	一畑電気鉄道株式会社 専務取締役
	株式会社山陰中央新報社 営業部専門委員
	株式会社山陰合同銀行 地域振興部長
	株式会社山陰経済経営研究所 地域振興部長
	松江市町内会・自治会連合会 理事
	松江市 都市計画部長
	松江市 産業経済部長
	中心市街地整備推進機構(財)松江市観光開発公社 専務理事
	松江商工会議所 副会頭
	松江商工会議所 専務理事
松江商工会議所 常務理事	

松江市中心市街地活性化協議会 オブザーバー

役 職	機 関 名
	中国経済産業局 産業部長
	国土交通省松江国道事務所 所長
	島根県商工労働部 経営支援課長
	島根県松江県土整備事務所 所長
	松江警察署 署長

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

多様な主体での基本計画案の策定

本市では、基本計画案作成段階から専門家、市民、各種団体、地元、交通機関、商工会議所、行政機関等多様な関係者からなる「松江市中心市街地対策協議会」([1] に記載) からなる協議会を設置し、基本計画の改訂作業を行ってきた。

この対策協議会にワーキンググループを設置し、個々具体的な基本計画の内容についても作成してきた。

即ち、市に協議会が提言する基本計画案作成時に法に定める多様な関係者である活性化協議会的な会で、多様な関係者による原案が作成された。

対策協議会の協議経過

日付	松江市中心市街地対策協議会	ワーキング
H18.9.11	第 1 回 対策協議会	
10.12	第 2 回 対策協議会	
11.24		第 1 回 ワーキング
11.30	第 3 回 対策協議会	
12.11		第 2 回 ワーキング
12.22		第 3 回 ワーキング
H19.1.15	第 4 回 対策協議会	
2. 2		第 4 回 ワーキング
2. 7		第 5 回 ワーキング

2.16		第 6 回 ワーキング
2.22	第 5 回 対策協議会	
3. 6		第 7 回 ワーキング
3.16	第 6 回 対策協議会	

パブリックコメント

平成 19 年 3 月 1 日から平成 19 年 3 月 16 日まで中心市街地活性化基本計のテーマ、コンセプト、区域についてパブリックコメントを実施。

事業計画案については、再度平成 19 年 月 日から平成 19 年 月 日まで、パブリックコメントを実施し、その結果を基本計画に反映又は参考とした。

<パブリックコメントの結果を挿入>

市民会議の設立

総合的なまちづくりを行いかつ、適切な PDCA サイクルの運用を行うために、市民主導のまちづくり会議を設置し、総合的なまちづくりの実施を行っていく。

また、まちの健康診断でもある、まちドックや活性化協議会、対策協議会との連携を図りながら、市民活動としてのまちづくりを図っていく。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方	<p>本市は、平成17年3月31日に1市6町1村と合併し、新松江市となった。</p> <p>そのため、本基本計画の上位計画に当たる、松江市総合計画、松江市都市マスタープランは、現在策定中で総合計画が平成18年度、都市マスタープランが19年度に策定予定である。</p> <p>従って、中心市街地活性化基本計画での都市機能の集積の促進の考え方を上位計画に組み込む形で、作業中である。</p>
[2] 都市計画手法の活用	<p>基本計画の認定基準となる、準工業地域における特別用途地区等を活用した大規模集客施設の立地制限については、平成18年11月30日開催の「第4回松江市都市計画審議会」にて、次の方針を報告し、今後手続きを進めていくことにしている。</p> <p>第4回松江市都市計画審議会 議事内容</p> <ul style="list-style-type: none">準工業地域での大規模集客施設の立地規制中心市街地内の準工業地域の用途変更基本的に了承をもらい、立地規制の条例も含め今後作業に入ることとした <p>大規模集客施設の立地規制に向けたスケジュール</p> <p>平成19年11月30日の改正都市計画法の施行までに都市計画決定し、条例により準工業地域での大規模集客施設の立地規制を行うとともに、中心市街地内の準工業地域の用途変更を行う方向で作業をする。</p>
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	<p>(1) 松江赤十字病院の現地建替</p> <p>松江赤十字病院は、中心市街地に立地しており、老朽化に伴い、現地での建て替えを行うこととなった。</p> <p>本病院は、医療施設としてだけでなく、毎日多くの患者さん、見舞いの方、職員など多くの人が行き交うことにより、中心市街地の活性化に寄与している。</p> <p>本市の基本計画においても、病院の建替えにあわせて周辺の歩道整備を実施し、都市機能の充実化を図ることとしている。</p> <p>(2) 旧一畑百貨店跡地の活用</p> <p>平成10年にJR松江駅前に同百貨店が移転して以来、人通りの減少、商店街の衰退などを招いていた。</p> <p>本基本計画においては、跡地利用について、松江城と言う観光拠点にも近い同地</p>

の特徴を活かし、森、店舗機能、駐車場機能を有する「憩いの空間」を「憩いの森」として整備し、既存ストックを活用した潤いのある都市空間を整備する。

(3) 松江市内における公共施設の立地状況

松江市内では、主な公共施設の中心市街地から郊外への移転計画はない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

都市機能集約のための施設整備として下記の事業を進めるが、一方で「大規模小売店舗立地法の特例区域の設定」の要請を行うことで、商業施設等の誘引策も進めていく。

都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・大手前通り周辺地区都市再生整備事業
- ・歴史資料館整備事業
- ・まち明かり推進事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・母衣町地区暮らし・賑わい再生事業
- ・まちなか居住推進事業

6. 居住環境の向上のための事業

- ・南殿町地区第1種市街地再開発事業

7. 商業の活性化のための事業及び措置

- ・大規模小売店舗立地法の特例区域の設定の要請
- ・商店街チャレンジショップ支援事業
- ・空き店舗空き床紹介事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

<p>[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</p>
<p>本市の基本計画に掲げる事業のうちソフト事業、特に人が主役である事業に対しては、人材育成、市民参加のまちづくり市民会議など「人づくり」「組織づくり」などが重要な役割を果たしていくこととなる。これら「人」と市街地改善等のハード整備事業とか両輪で真っ直ぐに走れるよう、総合調整しながら事業展開をしていくこととなる。</p> <p>この客観的判断としてまちの人間ドックである、「まちドック」を組み込んだP D C Aサイクルで、各種事業をフォローアップしていく。</p>
<p>[2] 都市計画との調和等</p>
<p>総合計画、都市マスタープラン等関連する計画との整合性について</p> <p>中心市街地活性化基本計画の考え方を下記計画に盛り込む方向で調整中である。</p> <p>(1) 松江市総合計画 (策定中)</p> <p>(2) 松江市都市マスタープラン (策定中)</p>
<p>[3] その他の事項</p>

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	中心部に機能集約することを目指しているとともに、観光都市松江の顔として魅力を創出していくことを記載していること
	認定の手續	当基本計画は、松江市中心市街地活性化協議会と協議を行っており、平成19年月日付けで答申を受けている。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域については、中心市街地の要件を満たしている。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	市にも市民や多様な関係者を含んだ松江市中心市街地対策協議会を設置し、また市民会議も設置予定であり、多様な関係者による連携・調整は十分行われているとともに、今後もさらに総合的に展開する予定である。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	都市マスタープランにも本基本計画の理念が記載される予定でもあり、また施政方針においても、明記されている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	各種計画と整合性を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	必要な事業が記載されている。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	合理的に説明されている。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施さ	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	概ね特定されているが、特定されていないものについて、方向性が示されているため、事業実施に当たり迅速に事業主体が特定できる。

れると見込まれるものであること	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について平成24年度までの計画期間内において、完了もしくは、着手できる見込みがある。
-----------------	---------------------	---